

茨城県

(明治三十五年三月十七日)
(第三種郵便物認可)

記

茨城縣K 戶市北三ノ丸一一九番地
發行所 發行所 茨城 景

自行方郡立花村大字沖洲三番

至同所 大字羽生元番

至同所 大字沖洲三四

至同所 大字羽生元地

茨城県告示第四百十号

行政区域劃の境界に係る府県道附屬物の管理につき栃木県知事と協議の上左の通り定める。

昭和二十六年七月十六日

茨城県知事 友末洋治

記

路線名	位	置	道路附屬物	管理区分	管理者
結城線	茨城県眞壁郡下館町大字小川	中島渡船場	渡船場		茨城県知事
久下田線	栃木県下都賀郡絹村大字中島	延長全部			茨城県知事

茨城県告示第十一号

行政区域の境界に係る府県道附屬物の管理につき栃木県知事と協議の上左記の通り定める。

昭和二十六年七月十六日

茨城県知事 友末洋治

記

路線名	位	置	道路附屬物	管理区分	管理者
府県道	茨城県那珂郡長倉村大字野田	橋梁	橋梁架設		栃木県知事
長倉線	栃木県芳賀郡中川村大字下平	(兩國橋)	区間全部		栃木県知事
下館線	茨城県眞壁郡中村大字樋口	(境橋)	同上		茨城県知事
久下田線	栃木県芳賀郡久下田村大字久下田	(福良橋)	同上		栃木県知事
結城線	茨城県結城郡結城町大字大谷	(福良橋)	同上		栃木県知事
上三川線	茨城県結城郡結城町大字梁	(行人橋)	同上		茨城県知事
岩瀬線	茨城県眞壁郡中村大字樋口	(堤橋)	同上		茨城県知事
久下田線	栃木県芳賀郡久下田村大字谷田具	(堤橋)	同上		茨城県知事

茨城県告示第四百十二号

左記の通り犬の狂犬病が発生した。

昭和二十六年七月十六日

茨城県知事 友末洋治

記

畜犬の別	決定	轉歸	發生地	被害
病犬	七月九日	六月二十九日	自行方郡六二	
畜犬	七月九日	五月十日	鹿島郡一	

計 二頭
累計 二三頭

茨城県告示第四百十三号

地方自治法第二百六十条第一項の規定により、昭和二十三年七月二日から、区域内の字の区域を次の通り変更する旨管下新治郡高浜町長から届出があつた。

昭和二十六年七月十六日

茨城県知事 友末洋治

記

大字	字	地	番	摘要
東大橋	津島塚	三三四		

右大字東大橋字六軒に変更する。

茨城県告示第四百十四号

耕地整理施行のため、稲敷郡古渡村区域内の大字、字区域を次の通り変更し、昭和二十六年七月二十日から施行する。

昭和二十六年七月十六日

茨城県知事 友末洋治

記

大字	字	地番	地目	摘要
柏木	東	六七	雑種地	

右大字古渡字新地に変更する。